

教育委員会議会議録[詳細]は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

## 佐倉市教育委員会会議録[会議概要]

令和2年2月教育委員会会議：定例会

期 日 令和2年2月19日(水) 開会 午後3時00分  
閉会 午後4時15分

会 場 社会福祉センター2階会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者  
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員  
熊倉 夏子 委員

傍 聴 者 4名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 次 長	花島 英雄
	教育総務課長	川島 淳一	学 務 課 長	林 一裕
	指 導 課 長	竹内 重幸	教育センター所長	榎本 泰之
	社会教育課長	高橋 慎一	文 化 課 長	鈴木 千春
	教育総務課企画財務班長	今川 孝夫		
事 務 局	教育総務課教育総務班長	鈴木 康二	教育総務課教育総務班	千々岩和代

### 〈 会議概要 〉

#### 1 教育長開会宣言

#### 2 報告事項

##### ・委員より1件報告

令和2年1月30日に市原市市民会館で行われた千葉県市町村教育委員会連絡協議会、令和元年度第2回教育長教育委員研修会について報告する。

当日は関山教育長職務代理者とともに、事務局職員に随行していただき出席した。研修会では、認定NPO法人発達わんぱく会理事長の小田知宏様を講師にお迎えし、「特別な支援を必要とする子どもへの支援、発達障害児を取り巻く多様な支援策と現場の対応」と題し、ご講演をいただいた。ご自身にも発達障害があり、実際にこの発達わんぱく会を始めるに至った経緯や、発達障害の未就学児を対象とした早期療育の必要性についてを中心に、早期療育を進めるに当たっての行政との連携の過程などを、現在活動の拠点がある浦安市との取組を含め説明い

ただいた。

学校教育現場における発達支援の在り方や受入れの体制などについて考える、非常に貴重な機会になったと思う。今回は早期療育という場面でのお話で、大変参考になった。また、保護者目線としても、乳幼時期から、それから学校に上がる前の未就学児の早期療育ということについて、子どもの将来を見据えて保護者もアンテナを高く持って、その将来性というところを伸ばしていけるようにしていく機会というのをしっかり見極めていく必要があると感じた。

#### ① 教育長より 2 件報告

・ 1 月 28 日開催の校長会議、2 月 5 日開催の教頭会議について報告する。

1 つ目の校長会議については、大きくは 2 点について話をした。1 つ目は、経営者としての自己評価についてということである。自分自身の職務を振り返りながら経営することが大事。外部から指摘されたことも自分のこととして受け止めることも重要であり、大事な子どもを預かる立場として、広い視野に立って成果と課題を明らかにしていくことである。そして、職員へ具体的に分かりやすい指示や方針を示したかが大事で、職員 1 人の力を引き出すことと職員同士の力をつなぐことができたか、評価の視点に置いていただきたいという話をした。

2 点目は、教育をつかさどる指導者を育てることについて、2 点話をした。1 つ目として、教員としての感性が磨き合える職場を創造すること。子どもの将来に大きな役割を果たす重要な職業という認識に立って、子どもの目線で考えたり心のうちを察することが大事。例えば 1 つの出来事の背景は何か。察する眼力と家庭環境などの情報収集、五感を働かせながら共感的理解と毅然とした指導を兼ねた対応のできる職員を育てていただきたいという話。

2 点目は、向上心に満ちた職員を育てることである。校長は、決断と実行する場面が多くある。しかし、黙って俺についてこい、私の考えどおりにしなさいという言葉では、教職員の心は動かない。やらされているだけの受け身になってしまう。今の時代には無理がある。なぜなら問題を解決するための情報が多様だからである。一人だけの決断には無理があり、教職員一人一人の考えや思っていることを把握すること、アイデアを拾っていくことが大事であるということ。その上で校長の考えを伝えながら調整していくことが重要である。この繰り返しをしながら、職員は向上心が育まれて成長していくというふうに考えているという話をした。

教頭会議では、主に 2 点話をした。1 つ目は、相互の信頼関係と業務改善についてである。業務の改善が大きく取り上げられているけれども、来年度に向けて厳選していくことが重要であるということ。業務改善の一番のポイントは、業務改善は行うが、成果は子どもの指導に効果があるかどうか。その視点が大事。そして、取り組む視点は、子どもへの指導時間を確保すること。もう一つ、現在の校内行事を肯定的に捉えながら合理的に展開していくこと。3 点目は、業務改善の成果は、職員の負担軽減、子どもの充足感、保護者の理解度である。4 点目は、事前の説明の徹底と準備が必要であるという話をした。

大きく 2 点目は、教職員が育つ環境とは何かということで 3 つ話をした。1 つは、情報管理が確実で話し合いがスムーズにできる環境であるということ。2 番目

は、管理職の指示が明解であるということ。3点目は、役割分担が明解なことが大事であるという話をした。

② 令和2年度佐倉市予算（案）について【教育総務課長】

配付資料の令和2年度佐倉市予算（案）説明資料については、市議会提案前の資料となっているので、提案予定の現段階での案としてご理解をいただければと思う。また、令和元年度の当初予算については、昨年12月定例会でご協議をいただき、1月定例会で議決をいただいているので、簡潔にご報告をさせていただきます。

資料の1ページについては、会計別の予算総括表となっている。一般会計と特別会計について、令和2年度と令和元年度との当初予算額の比較したものとなっている。令和2年度の一般会計当初予算額については、514億6,800万円となっている。前年度予算と比較して27億7,075万8,000円の増となっている。

続いて、2ページについては、一般会計歳入の款別の集計表となっている。15款の国庫支出金が約15億9,000万円と大幅に増加をしているが、幼児教育・保育の無償化に関わるもの、台風、大雨の災害復旧に関わるものの増額によるものなどとなっている。

また、22款の市債も約11億6,000万円増加しているが、こちらは（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業に関わるものや、台風、大雨の災害復旧に関わるものなどとなっている。

続いて、3ページについては、一般会計歳出の款別の集計表となっている。このうちの9款教育費については77億2,731万9,000円で、全体に占める構成比は15%、前年度に比べまして20億2,111万9,000円、35.4%の増となっている。これは主に小学校施設改築・改造事業や（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業における増額が主な要因となっている。

なお、このうち教育委員会所管の予算については、先月の1月教育委員会議で議決いただいた予算額64億8,761万4,000円のとおりで、変更なしである。

続いて、4ページから10ページについては、教育委員会の主要事業を抜粋して概要等を説明した資料となっている。こちらについては、前回、前々回の協議、議決の際にご審議をいただいた内容と重複するので、説明については省略をさせていただきます。

③ 印教連教育功労者表彰について【学務課長】

印旛地区教育委員会連絡協議会が実施した令和元年度の教育功労者表彰受賞者について報告する。

今年度は1月31日金曜日に成田市にある印旛教育会館で開催され、全体で42名が受賞された。佐倉市からは、資料にあるとおり10名の先生方が受賞された。9名の校長先生方と事務長1名は、それぞれに印旛教育に多大な貢献をした者として受賞されたものである。

④ 和田公民館本館の臨時休館について【社会教育課長】

和田公民館における臨時休館について報告する。休館日は、2月22日土曜日

と 23 日日曜日である。休館の理由としては、空調機入替えに伴う利用者の安全確保のためである。

具体的には、昭和 50 年 3 月に現在の場所で建設された和田公民館であるが、空調機は平成 9 年度に入れ替えた。以来 20 年が経過し、老朽化が進み、部品の手配が厳しいなどの状況である。そこで平成 29 年度に予算の範囲で一部入替えを行い、今回は 1 階ロビーと 2 階 O A 室を入れ替えることとなった。1 階ロビーは、利用者が必ず出入りする場所であるため、利用者の安全確保の見地から全館を休館しようとするものである。

なお、24 日月曜日は、もともと休館日であり、工事はこの土、日、月の 3 日間で実施する予定である。現時点で利用者へは館内掲示等により周知済みである。また、学童についても調整が整い、和田ふるさと館高齢者談話室にて実施する予定である。

#### ⑤ 佐倉市民文化祭について【文化課長】

今年度開催した市民文化祭について、事業を委託した市民文化祭実行委員会から実績報告があったので、その概要を報告させていただく。

佐倉市民文化祭実行委員会は、市内の各文化団体が加盟している佐倉市文化団体連絡協議会の代表者を中心に組織されており、行事が非常に多岐にわたる文化祭を円滑に実施するため、毎年この実行委員会に文化祭事業を委託している。今年度の市民文化祭は、昨年 9 月 28 日土曜日に市民音楽ホールにおいてオープニング行事を行い、それからおよそ 2 カ月間にわたり、市内延べ 25 会場、21 の主催事業と 1 つの協賛事業を行った。

資料 1 ページがオープニング行事と主催事業の実施状況となる。オープニング行事の参加者は 842 人、主催事業の参加者は 1 万 2,540 人、合わせて 1 万 3,382 人であった。

次ページが協賛事業となり、参加者は少ないのであるが、8 名の参加であった。

文化祭全体の参加者数は、主催、共催合わせまして 1 万 3,390 人となり、前年度と比べると 2,601 人減少となっている。この大幅な減少の要因については、大きな被害をもたらした台風や大雨などが、文化祭開催時期、特に多くの来場者が見込まれる週末に重なってしまったことが大きく影響したものと考えている。このように参加者が減ってしまったことは非常に残念ではあるが、開催された皆様は悪天候の中での準備や撤収作業など、ご苦勞された中、特に大きな問題、混乱もなく、各事業を予定した日程で無事開催することができたことは、人数は減ったとはいえ 1 万 3,000 人を超える多くの方にご参加いただき、非常にその点ではよかったかと考えている。

#### ⑥ 新型コロナウイルス感染症について【指導課長】

新型コロナウイルス感染症は、1 月 13 日付で学校保健安全法に定める第 1 種感染症となり、出席を停止させる対応を取ることとなった。また、中国から帰国した児童生徒の対応や学級閉鎖の検討基準についてなども、通知により各学校に周知している。加えて一番大事なのであるが、感染症予防についても、さらなる徹底をお願いしている状況である。現在中国からの帰国の児童生徒は 6 名である。

学校と詳細な情報を共有し、2週間の健康観察を実施するなどして、5名登校して、1名は来週から登校ということになる。今後も最新の情報を学校に周知し、適切に対応していく。

⑦ いじめの状況について【指導課長】

いじめの状況については、1月末日のいじめの認知件数は、小学校が455件、中学校が136件の合計549件だった。昨年度の同時期と比較すると、小学校では108件の増加、中学校では31件の増加ということになる。いじめの様態としては、毎回報告しているように冷やかしかからかいなど、言葉によるものが6割以上を占めて一番多い状況である。重大ないじめにつながる案件の報告はなかったが、今後もいじめに対するアンテナを高く持ち、事案の早期発見と即日対応に心がけていく。

⑧ 感染症について【指導課長】

感染症について、1月16日から2月17日までの状況について報告する。市内のインフルエンザの状況であるが、17日現在で557人が罹患している。昨年度の同時期は1,915人の報告だったので、約3割程度ということになっている。現在学級閉鎖対応をしている学校はない。

他の感染症については、流行性耳下腺炎が5人、咽頭結膜炎が4人、溶連菌感染症28人、感染性胃腸炎16人、マイコプラズマ感染症が3人というふうになっている。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加報告である。今、新型コロナウイルス感染症についてのお話があった。厚労省あるいは保健所からは随時情報が出ているのだが、なかなか流動的で確定しないところがあるので、引き続き情報を得ていただき、既に指示が出ているということなので、それに従って小中学校で対応していただければと。

もう新聞、テレビ、ラジオでご存じだと思うが、感染の疑い例というのは、まず37.5度以上で風邪症状があって4日間続いた場合は疑い例ということになる。あと、治療されていない糖尿病とか高齢者、それから抗がん剤の使用者とか心疾患のある方というのは、37.5度以上の風邪症状、だるさとか倦怠感の強さ、あるいはせきが強かったりということが2日間以上続いた場合は、これは疑い例ということで検査をするということなのであるが、通常の医療機関ではなくて、帰国者・接触者相談センターというのがあるので、そちらへまず電話をしていただく。一般の医療機関では検査ができないので、まずそちらの指示を仰いでいただくということで、その辺の情報だけ流しておいていただければと思う。

このウイルス自体は、別に珍しいウイルスではない。たまたま前のサーズとかマーズのときにウイルスの感染力が強くなって重症化しているが、一般的にはそれほど強いものではない。ただ、今回のはどこまで感染の重症度が上がるかわからないが、感染力は確かに強いので、恐れることはないのだが、注意はしなければいけない。それから、あと個人の予防、手洗い、それからうがい、あるいはマスクの着用というのをしっかりしていただければと。あと、人混みに出るときは

必ずマスクしていただかないといけないので、そこだけは徹底していただくということ。それから、多人数の集まる場所では、これは難しいところで、どこまで不要不急のものかというのは分からないので、必要なければもう出ないということしかない。それ以上のことは、今のところあまり言えない。それから、もうご存じだと思うが、治療薬がなく、対症療法しかないということなので、その辺も、かからないというのが一番大事なので、そこだけ注意をしていただきたいと思います。

コロナウイルスについては以上で、それから先ほどインフルエンザがもうかなり少ないということで、実は昨年12月にピークが1つあった。1月から2月にかけてピークが来ると思っていたら、少なくなっている。第7週、2月10日から2月16日の印旛郡内の定点観測、これは小人に限らないのだが、インフルエンザの定点当たりが11.92まで下がっている。2週間前、1月の終わりだとまだ20.75あったのだが、そこからもうほとんど半減しているので、これはもう一回流行が来るということはまず考えにくいので、インフルエンザについてはこのまま終息するだろうと思う。ただ、定点当たり11.92あるということは、まだ流行期ということになっていますので、引き続き気をつけていただきたいと思います。

それから、あと溶連菌と感染性胃腸炎については、特に増加がない。ちなみに、第7週、2月10日から2月16日までの定点当たりの溶連菌の感染症は5.69、それから感染性胃腸炎の定点当たり6.0なので、これは前の週と比べてほとんど変わっていないということで、増加はないということである。

**【委員1名より】**

市民文化祭について、裏側の切手展だが、これは入場者がゼロである。せっかくして2日間ほとんど、どなたも知らなかったのか。出品している方だけの会かなということで、ちょっと残念な気がするが、対応としてはこの辺はどうなのか。

**【文化課長】**

こちらは10月12、13日ということで、ちょうど台風19号と重なって、開催自体中止にしたほうがいいのかというようなこともお話しさせていただいたのだが、主催者のほうがぜひ予定どおりやりたいということだったので、開催されたが、結局来られなかったという状況である。

**【委員1名より】**

去年が203人見えているわけで、ちゃんとした状況だったらまああの展示会かなと思う、そういう理由ということで理解した。

### 3 議決事項

議案第1号 令和元年度佐倉市教育費2月補正予算について  
教育総務課長より上程議案の説明

内容：予算資料の1ページ、今回の2月補正予算の教育費に係る総括である。

教育費のうち教育委員会所管に係る歳入予算は7,383万2,000円の減額補正、歳出予算は2億4,125万1,000円の減額補正となっている。また、今回は教育費以外の科目での補正がある。災害復旧費において、教育委員会分として1,338万

4,000 円の増額補正をしている。

続いて、次の 2 ページ以降からは歳入予算に係る説明となる。教育委員会所管に係る部分については、四角い枠で囲んでいるが、主な概要について説明させていただく。

資料の 3 ページ、上から 2 番目の 1、社会教育施設占用使用料である。美術館内ショップの運営事業者の財務状況を考慮して、占用使用料を免除することとしたことに伴い、相当額を減額補正するものである。

続いて、4 ページ、上から 2 段目の 1、公立学校施設災害復旧費負担金である。これは、台風 15 号により被害を受けた千代田小学校プール付属室の改築や佐倉中学校ほか 4 校の屋根修繕に係る財源として、国庫負担金を活用するものである。

続いて、5 ページ、下から 2 段目の 3、学校施設環境改善交付金である。これは、平成 30 年度と今年度の継続事業となっている井野中学校体育館屋根落下防止対策に係る財源として国庫補助金を活用するものである。今年度、補助金の単価が増額となったことから、当初予算との差額部分について増額をするものである。

続いて、10 ページ、上から 2 段目の 5、文化振興積立基金利子である。これは、当該基金の利子が当初の見込みを上回ったことから、差額分である 5 万 2,000 円を歳入予算に計上しようとするものである。

また、その 3 つ下の 8、文化財産等取得基金利子及びその下の 10、美術館事業基金利子については、当該基金の利子が当初の見込みを下回ることとなったことから減額補正しようとするものである。

さらに、その下の 12、学校教育振興基金利子は、先ほどの文化振興積立基金利子と同様、当該基金の利子が当初の見込みを上回ったことから、差額分である 4,000 円を歳入予算に計上しようとするものである。

続いて、11 ページ、下段になるが、教育費寄附金が 2 件である。これらはいずれもふるさとまちづくり応援寄附金であり、指導課に係る分と文化課に係る分となっている。

続いて、12 ページ、上から 4 段目の 11、佐倉市民音楽ホール事業基金繰入金であるが、基金の運用により令和元年度末の残高が定額の 3,000 万円を超える見込みとなったことから、定額を除いた 196 万 5,000 円を一般会計へ繰り入れしようとするものである。

続いて、13 ページ、中段の 5、教育費に市債の減額補正が 2 件である。1、井野中学校体育館屋根落下防止対策事業債及び 2、内郷小学校運動場改良事業債であるが、これは井野中学校の体育館屋根落下防止対策事業及び内郷小学校運動場改良事業の事業費がそれぞれ確定し執行残額が生じることから、これに合わせて財源としていた市債の額も減額しようとするものである。

続いて、14 ページ、1、公立学校施設災害復旧債の増額補正であるが、これは台風 15 号により被災した千代田小学校のプール付属室の改築工事に係る事業費に充当するため、国からの交付金の増加部分に対し市債を設定し、財源としようとするものである。

続いて、歳出予算の主な概要について説明させていただく。資料の 16 ページから 31 ページまでにかけては、各事業とも減額がほとんどとなっているが、これは入札の結果など事業費が確定したことにより、予算の執行残を減額するもの

などとなっている。

増額補正している事業について申し上げますと、16 ページの下段、3、教育課題研究事業の学校教育振興基金積立金 161 万 5,000 円であるが、これはふるさとまちづくり応援寄附金について同基金へ積立てをするものである。

続いて、24 ページの中段やや下になるが、7、文化振興一般事務費の文化振興積立基金積立金 50 万 7,000 円であるが、先ほどの学校教育振興基金積立金と同様に、ふるさとまちづくり応援寄附金を同基金へ積み立てるものである。

続いて、30 ページ、総括のところでも申し上げた災害復旧費に係る増額補正である。1、公立学校施設災害復旧費の災害復旧工事 1,338 万 4,000 円であるが、台風 15 号により被害を受けた千代田小学校プール付属室の改築に要する経費である。

続いて、32 ページ、継続費の補正である。3、中学校費、井野中学校体育館屋根落下防止対策事業については、2 カ年の継続事業で行おうとするものであるが、経費が確定したことに伴い減額をするものである。

続いて、その下、繰越明許費の補正が 2 件である。1 つ目は、旧但馬家住宅屋根修理工事について、工事経費に係る補正予算成立後に修理の工程について事業者と協議をした結果、完了時期が次年度になることとなったことから、繰越明許費を設定しようとするものである。

2 つ目は、先ほど歳出のところでも説明した千代田小学校災害復旧工事について、工事完了が次年度となることから、同じく繰越明許費を設定しようとするものである。

最後に、地方債の補正である。まず、追加として、公立学校施設災害復旧債であるが、歳入のところでも説明したが、台風 15 号により被災した千代田小学校のプール付属室の改築工事に係る事業費に充当するため、国からの交付金を除いた部分に関し、市債を設定し財源とするものである。

続いて、変更が 2 件である。井野中学校体育館屋根落下防止対策事業債については、継続費の補正のところでも説明したが、事業が完了し事業費が確定したことに伴う借入額の変更である。

その下の内郷小学校運動場改良事業債についても、同様に事業の完了により事業費が確定したことに伴う借入額の変更である。

## 《議決事項についての質疑概要》

### 【委員 1 名より】

11 ページ、歳入の寄附金について、一番下の教育費寄附金が 2 件あるが、これはふるさとまちづくり応援寄附金ということだったが、この事業の指定はないのか。これは 24 ページには文化振興積立基金の積立金に入っているということで、そちらに入るということか。

### 【文化課長】

こちらの教育費寄附金の 269 万 8,000 円の内訳につきましては、221 万 1,000 円が日本遺産を指定されたもので、これはふるさと事業基金という、地域創生課が所管する基金のほうに積み立てとなる。残り 48 万 7,000 円については、文化振興ということで指定された寄附で、こちらについては文化振興積立基金、文化



課で所管する基金のほうに積立てをすることになっている。

【委員 1 名より】

30 ページ、公立学校施設災害復旧費で千代田小学校ということで、千代田小は補正を組んでいるが、学校運営のほうには影響ないのか。

【教育総務課長】

こちらについては、学校のほうと十分協議をしながら、これから進めるところである。運営については現時点での支障はない。

《議決結果》

可決

議案第 2 号 第 3 次佐倉教育ビジョンの策定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、12 月の定例教育委員会会議においてご協議をいただいたところだが、その後の経過について説明をする。

12 月の教育委員会会議における協議では、基本理念において、一人ひとりが輝き、自己肯定感を持つということ、より分かりやすく、はっきりと打ち出したほうがよいのではないかとのご意見をいただくとともに、主語、述語の関係や文章中の分かりにくい部分についてなど、複数のご指摘をいただいたところである。ご意見に基づき、基本理念については、「あなたが輝き」という部分を「わたしが輝き」というふうに文言を変更したほか、文章等の見直しを行っている。

その後、修正した案について、本年 1 月 15 日に開催された市の政策調整会議に付議をした。その中で教育ビジョンと教育大綱の関係性についてもビジョンの中で記述したほうがよいのではないかと、また目指すべき佐倉市民像に掲げている国際的な視野を持って社会に関わることに関する記載についても、基本方針にもう少し盛り込んだほうがよいというようなご意見をいただき、これらを踏まえまして素案の修正を行い、政策調整会議において承認をされたところである。

その後、佐倉市では市の基本的な計画を策定する場合、市民から意見を聞くための手続として意見公募手続を行うこととしていることから、1 月 24 日から 2 月 7 日までの 15 日間にわたり市民意見の公募手続を実施した。その結果として、意見の提出はなかったというような状況となっている。策定経過については以上である。

それでは、主な修正箇所等についてご説明させていただく。資料の第 3 次佐倉教育ビジョン（案）と、かがみ文の次にある参考資料の 12 月定例教育委員会会議協議事項での指摘事項等による修正点等について、併せてご覧をいただければと思う。

なお、参考資料では、修正、追加、削除した箇所については、太字としてアンダーラインのほうを引いてある。

まず、第 3 次佐倉教育ビジョン（案）の表紙のほう 1 枚おめくりいただくと、「はじめに」の部分である。文章の 3 段落目の 4 行目、「この度、第 5 次佐倉市総合計画の開始に合わせ、計画期間を終了し」というところであるが、今回は現行の計画期間を 1 年早めて終了させ、新しい第 5 次佐倉市総合計画と始期を合わ

せることから、そのことが分かるような表現に修正をしている。

続いて、1枚おめくりいただき、裏面の目次のページの部分である。3行目の「2 佐倉教育ビジョンの位置付け」の「付け」の文字が平仮名と漢字が混在しているところがあるので、こちらは漢字に統一をしている。これについては本文の中にもあったので、併せて統一を図っている。

続いて、2ページの「2. 佐倉教育ビジョンの位置付け」の下段の「(3) その他の計画との関連」の部分について、こちらは当初は「(3) 個別計画との関連」というタイトルとなっていた。政策調整会議において、佐倉市教育大綱との関係性を記述したほうがよいという意見をいただいたので、これを踏まえて前段部分にその記述を加えて、その後に接続詞の追加、変更し、見出しのほうも、その他の計画との関連に修正を行っている。

続いて、4ページ、計画の位置づけのイメージ図になるが、先ほどと関連しているが、佐倉市教育大綱を図面右側に加えている。

続いて、13ページは佐倉教育ビジョンの体系図であるが、このうちの基本理念について、前回の教育委員会議でのご意見を踏まえて、「あなたが輝き」となっていた部分を「わたしが輝き」という文言に修正をしている。

続いて、14ページ、第4章の基本理念の部分についても、同様に「わたしが輝き」に文言の修正をしている。

続いて、16ページ、「基本方針1 子どもの「輝く」力の向上をめざす【学校教育】」の記述の3段落目の下から2行目のところになる。こちら政策調整会議において、目指すべき佐倉市民像に掲げている国際的な視野を持って社会に関わる人に関する記載を基本方針に盛り込んだほうがよいとのご意見をいただいたことに伴い、文末の部分に国際的な視野を持って社会に関わることのできる人材の育成に努める旨の記述を加えている。

続いて、20ページの1段落目、2行目の部分や2段落目、3行目の部分において、文章のつながりがよくないという旨のご指摘をいただいた。こちらの文章表現の見直しを行っている。

続いて、25ページの脚注の部分となるが、武家屋敷の説明中、旧武居家住宅について文化財の説明書きがなかったので、括弧書きで「国登録文化財」という記述を加えている。

そのほかについても、全体的に文章表現の見直しや表記の統一等の修正等を行っている。

#### 《議決事項についての質疑概要》

##### 【教育長職務代理者】

感想を一言、大変読みやすくすっきりした文章になっており、御礼申し上げます。

#### 《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市社会教育指導員設置等に関する規程を廃止する訓令の制定について  
社会教育課長より上程議案の説明

内容：本件については、先月協議をさせていただいたところである。再確認となるが、非常勤特別職の任用要件が厳格化され、社会教育指導員は任用要件に該当しないこととなったので、現在の規程を廃止しようとするものである。しかしながら、佐倉市民カレッジにおいて、今まで同様今後もクラス運営を含めご指導いただきたいので、この4月からは会計年度任用職員として任用する予定である。任用根拠や勤務時間等は、今後佐倉市会計年度任用職員の任用に関する規則等に従います。前回の協議では、任用に当たっては一定の基準を設けたほうがよいのではないかのご意見をいただいた。この意見を受け、本規程の趣旨を踏まえた基準を定める方向で、現在関係課と調整を進めている。

《議決事項についての質疑概要》

【教育長職務代理人】

今説明の中で前回の協議の中で出た疑問点について簡単に説明があったが、もう少し具体的に現行のこの規程、社会教育指導員について、非常に大きな役割を果たしているわけであるから、確実にこの4名なり、あるいはこういう職責の方を任用できる、そういう手続というか、あるいは仕組み、それはちゃんと担保されるのか。そこのところだけ確認したい。

【社会教育課長】

資料の2ページ、現在の規程については、指導員の必要な事項を定めるということで、職務については2条、それから3条に規定をしてあるとおりが、新しい基準のほうでは、より具体的に市民カレッジの運営、それからカレッジの受講生の学習活動に対する指導、助言、相談等を行っていくというような方向でまずは定めている。加えて現在の規程では、3ページの8条のところになるのだが、1週間について3日または4日とし、勤務時間の4分の3を超えないというような定めになっているが、こちらについても具体的に週3日という、実質今週3日で来ているので3日、勤務時間についても、この後、続く学校教育相談員のほうとも連携しながら、一応原則6時間というような形で定めているので、その辺についても今後さらに関係課と調整進めていくが、私どもとしては大丈夫かなというように捉えているところである。

【教育長職務代理人】

まだほかの手続があるようなので、ここだけではちょっと見えないところもあるが、説明を受けて大体分かった。

もう一点だけ、人事発令は市長部局のほうの人事課なりとかであると思うが、この社会教育指導員、この方を選任する、その作業はどこですか。

【社会教育課長】

大きな組織としては教育委員会だが、具体的な単位としては中央公民館になる。

【教育長職務代理人】

それも人事発令部局ということではないのか。

【社会教育課長】

はい、こちらで行う。

【教育総務課教育総務班長】

今教育長職務代理者のご意見の中で人事発令の話があったが、人事発令は教育委員会で行う。

【教育長職務代理者】

発令は教育委員会。

【教育総務課教育総務班長】

教育委員会である。手続のやり方はみんな同じように統一した形で行うが、発令自体は教育委員会である。

《議決事項についての質疑概要》

なし

《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市学校教育相談員設置等に関する規程を廃止する訓令の制定について

教育センター所長より上程議案の説明

内容：先ほど説明があった社会教育指導員同様、本件についても先月協議させていただいたところだが、学校教育相談員の任用要件や基準を定めること等については、社会教育指導員と同様になるので、説明については省略させていただく。

なお、学校教育相談員については、2つの適応指導教室の運営に7名、教育センター内における発達相談等を行う相談員が3名の合計10名いる。

《議決結果》

可決

#### 4 協議事項

協議事項（1）会計年度任用職員制度に関する佐倉市教育委員会例規の整備について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料1ページの1に、今回の改正に係る11の対象例規を掲載している。また、資料2には、改正に係る背景を記載させていただいている。今回ご協議いただく内容は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日に施行され、会計年度任用職員制度が新設されることに伴い、関係する教育委員会所管の11の例規について整備をしようとするものである。また、併せまして施設に配置予定のない職の整理など、必要な文言整理等を行うとするものとなっている。

資料3の対応方針については、大きく6つの種類の改正を予定している。まず、対応方針の（1）については、会計年度任用職員が創設されることに伴い、各所属において会計年度任用職員を配置することができるという根拠を明確にしようとするものである。こちらは、対象例規として掲げている5つの規則が対象と

なる。

このうちの一例を申し上げますと、資料の 7 ページ、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則の改正に係る新旧対照表となっている。こちらの第 17 条は、ここでは省略されているが、図書館に置くことができる職員の職及び職務について規定している。しかしながら、これまでは正規職員を配置するという規定のみで、臨時職員等の配置に関する規定がなかったため、新たに第 17 条 2 項及び 3 項を追加して、各所属に会計年度任用職員を置くことができるという規定を追加している。これと同様の改正を他の 3 つの規則についても行うものである。

続いて、資料 1 ページ、対応方針の (2) についてである。今回の改正により、これまでの臨時職員及び非常勤職員という名称がなくなるので、それらの名称を規定している部分について会計年度任用職員に改め、文言の整理等を行うものである。

こちらも例を申し上げますと、資料 4 ページをご覧ください。佐倉市教育委員会行政組織規則の新旧対照表となっている。右側の改正前の表の第 21 条に「事務局には前条に定めるもののほか、必要に応じ、臨時又は非常勤の職員を置くことがある」と規定されているが、こちらを改めて左側の改正後の欄の「事務局には第 17 条に定めるもののほか、必要に応じ地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を置くことができる」、また 2 項として「会計年度任用職員の職及び職務は、市長事務部局の例による」という規定に改正をする。佐倉市教育センター管理運営規則についても、こちらと同様の改正となる。

続いて、資料の 18 ページは、佐倉市教育委員会事務部局の職員の定数の配分に関する規程の新旧対照表となっている。第 4 条 2、臨時職員等として「仕事の処理上、臨時に必要がある場合は、予算の範囲内において、臨時職員を置くことができる」という規定があるが、今回の改正により同様の規定をそれぞれの施設等の管理規則に整備をすることから、この規定については削除をする。

また、17 ページは、佐倉市教育委員会職員人事評価規程の新旧対照表となる。会計年度任用職員の人事評価については、市長部局において全庁共通の要綱を定める予定であることから、こちらの規程からは「臨時職員等」という文言を削除するものである。

再び資料 2 ページの対応方針 (3) についてである。こちらの対象例規は、3 ページの佐倉市教育委員会行政組織規則となる。こちらは 1 月の教育委員会会議でもご協議いただいているが、社会教育指導員の職について、これまでの特別職非常勤職員から会計年度任用職員へ職を整理し直し、今後は中央公民館で事務を行うこととなることから、第 10 条の社会教育課の分掌事務の中から「社会教育指導員に関すること」を削除する。

また、資料 2 ページ、対応方針の (4)、会計年度任用職員に関する事務については、新たに教育次長の専決事項とすることとし、こちらは資料 12 ページに佐倉市教育委員会事務処理規程というものがあるので、こちらの別表の教育次長の欄に、そちらの専決事項についての部分を追加することとする。

続いて、資料 2 ページの対応方針 (5) について、今回市民音楽ホールの管理運営に関すること、こちらは資料 9 ページにあるが、この市民音楽ホールの管理運営に関する規則に、会計年度任用職員に関する規程を追加することに併せて、市民音楽ホールには技能職員、具体的には管理員となるが、この技能職員の配置予定がないことから、現在規程上は置くことができるとされている技能職員に関

する規定を削除するものである。

続いて、資料 2 ページの対応方針（6）について、今回改正が必要な例規の中で分かりづらい表現や条ずれなどの修正が必要な箇所等について、今回の改正と併せて文言等の整理を行うこととしているものである。

また、2 ページの 4 の改正予定であるが、本日のご協議の内容を踏まえて、来月の教育委員会議に議案として提案をさせていただき、ご了承いただけた場合には、4 月 1 日の施行を目指してまいりたいというふうに考えている。

また、5 の意見公募手続については、今回の改正は、佐倉市行政手続き条例第 4 条第 3 項第 1 号に定める所掌事務の範囲、その他の組織に定める規則等に該当することから、意見公募手続は実施せず、その旨の理由の公表も行わないこととする。

最後に、添付している配付資料の説明について、1 ページ及び 2 ページは、改正に係る概要の資料となっている。3 ページから 18 ページまでが、改正に係る例規の新旧対照表、19 ページから 145 ページまでが、今回改正の対象となる 11 の規則、規程の原本の例規を添付している。146 ページから 166 ページまでが市長部局の関係例規、167 ページ以降が新設される会計年度任用職員に関する条例、規則、また地方公務員法、地方自治法の抜粋の資料などとなっている。

《協議事項についての質疑概要省略》

## 5 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

令和 2 年 3 月定例会 3 月 18 日（水）午後 2 時 00 分より  
1 号館 3 階会議室